

## 鹿 児 島 県 公 報

平成24年 9 月 18 日（火）第2839号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定例発行日（毎週火、金）  
定価 送料共 1 箇月2,650円

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 公 告

- 環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書の作成及び縦覧（都市計画課取扱い） 1
- 環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書に関する説明会開催公告（都市計画課取扱い） 2

## 公 告

環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書の作成及び縦覧

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第5条第1項の規定により、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したの  
で、次のとおり公告し、方法書及びこれを要約した書類を縦覧に供する。

なお、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、都市計画決定権者に対し、  
意見書を提出することができる。

平成24年 9 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画決定権者の名称  
鹿児島県
- 2 都市計画対象事業の名称，種類及び規模
  - (1) 名称  
一般国道3号南九州西回り自動車道（阿久根～川内）
  - (2) 種類  
一般国道の改築
  - (3) 規模  
延長約17キロメートル
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域  
方法書において示す区域
- 4 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲  
阿久根市及び薩摩川内市の区域の各一部
- 5 方法書の縦覧の場所，期間及び時間
  - (1) 縦覧の場所  
鹿児島県土木部都市計画課及び北薩地域振興局建設部建設総務課，阿久根市都市建設課  
及び薩摩川内市建設部都市計画課並びに国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所
  - (2) 縦覧の期間及び時間  
平成24年9月18日から同年10月17日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8  
時30分から午後5時15分まで
- 6 意見書の提出
  - (1) 提出期限  
平成24年10月31日
  - (2) 提出先

鹿児島県土木部都市計画課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）

(3) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である方法書の名称

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）

.....

環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書に関する説明会開催公告

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第7条の2第1項の規定により、環境影響評価方法書に関する説明会を次のとおり開催する。

平成24年9月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 都市計画決定権者の名称

鹿児島県

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

一般国道3号南九州西回り自動車道（阿久根～川内）

(2) 種類

一般国道の改築

(3) 規模

延長約17キロメートル

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

環境影響評価方法書において示す区域

4 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

阿久根市及び薩摩川内市の区域の各一部

5 説明会を開催する日時及び場所

(1) 平成24年10月2日（火）午後7時から

薩摩川内市立水引中学校体育館（薩摩川内市水引町7602番地1）

(2) 平成24年10月4日（木）午後7時から

阿久根市西目地区集会施設（阿久根市西目2142番地2）

6 説明会に関する問合せ先

鹿児島県土木部都市計画課（099-286-3680）

鹿児島県北薩地域振興局建設部建設総務課（0996-25-5548）

阿久根市都市建設課（0996-73-1211）

薩摩川内市建設部都市計画課（0996-23-5111）

国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所計画課（099-216-3111）